

ゆく人来る人

——唐儀制令行路条の「去避来」について——

佐 立 治 人

目 次

- 一 唐儀制令行路条の文言
- 二 儀制令の木牌
- 三 儀制令の石碑
- 四 「去避来」の意味

一 唐儀制令行路条の文言

仁井田陞『唐令拾遺』は、唐開元七年（七一九）令及び開元二十五年（七三七）令の儀制令の、次のような条文を復元している。

諸行路巷街、賤避貴、少避老、輕避重、去避来。

ゆく人来る人

すべて、行路・巷街にては、賤しきひとは貴きひとを避け、わかきひとは老いたるひとを避け、軽きをはこぶひとは重きをはこぶひとを避け、去るひとは来るひとを避く。

「行路巷街」の「行路」は、道路の意味であるが、ここでは「巷街」に対して、城市や郷村を結ぶ道路を指すのであろう。「巷街」の「街」は、城市内を区画する直線道路を指す。『説文解字』に「街は四通の道なり。」とある。「四通の道」とは十字路のことである。「巷街」の「巷」は、「街」で囲まれた区域である「坊」を通り抜ける道、及び郷村内の道を指す。『説文解字』に「巷は里中の道なり。」とある。「巷街」の語は、唐雜律、侵巷街阡陌条に「巷街・阡陌を侵す者は杖七十。」とあるように、唐律でも用いられている。

『国史大系本』『令義解』及び『国史大系本』『令集解』に見られる、日本養老儀制令の行路条の条文では、復元された唐開元令の「巷街」に対応する箇所が「巷術」となっている。「巷術」について『令義解』は、「里中の小道なり。」と説明している。『説文解字』には、「巷は里中の道なり。」「里は尻(居)なり。」「術は邑中の道なり。」「邑は国なり。」とあるから、『説文解字』に拠れば、「巷」は集落内の道であり、「術」は城市内の道である。『国史大系本』『令集解』儀制令、行路条所引「古記」に、「巷術とは謂うところは里内の小道是れなり。」とあるから、大宝令の儀制令で既に「巷術」と立文されていたことが知られる。日本令の条文を伝える史料に文字の誤りがなく、唐開元令の復元も間違っておらず、日本令の藍本である唐永徽令の文言も開元令と同じであったとすれば、日本令の立法者が唐令の「巷街」を日本令では「巷術」に変えたことになる。

おそらくは、大宝・養老令編纂当時には、京及び大宰府を除き、「街」で区画された都市が日本には存在しなかつ

たので、日本令の立法者は「街」字を「術」字に変えたのであろう。実際、これまでの発掘調査の結果を見る限り、方格地割を持つ地方都市が出現するのは、大宰府を除けば、八世紀半ば以降である（前川佳代「古代地方都市の『たち』」（館野和己編『古代都城のかたち』所収、同成社、二〇〇九年）七十八頁から八十九頁）。ただし、『明文抄』地儀部に「凡そ巷街・阡陌を侵す者は杖六十。」とあり（『統群書類従』巻八八六）、この文は養老律の雜律の逸文であるから（律令研究会編『訳註日本律令（三）』東京堂出版、昭和五十年。七四二頁から三頁）、『明文抄』の字句に誤りがないとすれば、『養老律』では「巷街」ではなく「巷街」の語が使われていたことになる。遠藤光正『類書の伝来と明文抄の研究』（あさま書房、昭和五十九年。一三三〇頁）に拠れば、『統群書類従』所収の活字本『明文抄』の原本、及び『明文抄』の古鈔本である宮内庁書陵部所蔵の伏見宮家本でも「巷街」になっている。

養老儀制令の行路条では、「行路巷術」の句の後に、唐開元令と同じく「賤避貴、少避老、輕避重」の文言が続いている。『令義解』は「賤避貴」について、「たとえば兩人、せまきみちにて相い遇い、必ず応に単行すべきときは、初位は八位を避け、八位は七位を避くるの類なり。」と説明している。『令集解』所引「古記」は、大宝儀制令行路条の「賤避貴」について、「たとえば、位を同じくする者は、諸臣は諸王を避く。白丁は官人を避け、賤は良を避くるの類なり。」と説明している。

養老令の「賤避貴」「少避老」「輕避重」の三者の関係について、『令義解』は「たとい老いたるひと軽く、而してわかきひと重きときも、猶お亦た須からく老いたるひとを避くべし。此れ同儕の人に拠る。もし貴賤有らば、老少輕重を問わず、ただ「賤は貴を避く」の文に依るのみなり。」と説明し、『令集解』所引「令釈」は「此の条の相い避くるは、文の次第に依るのみ。たとえば、老いたる者は、重しと雖も有位の人を避け、わかき者は、重しと雖も年老の

人を避く。」と説明している。また、大宝令の「賤避貴」「少避老」の二者の関係について、『令集解』所引「古記」は「賤老は貴少を避く」と述べている。つまり、軽重の基準よりも老少の基準を優先し、老少の基準よりも貴賤の基準を優先して道を譲らなければならぬと、これらの注釈は説くのである（日本思想大系3『律令』岩波書店、一九八七年。六三二頁）。

日本令の「賤避貴」「少避老」「軽避重」の三者の関係についての上記の注釈が、唐令の立法趣旨を根拠として書かれたことは疑いない。後世の記事であるが、南宋の俞文豹の『吹劍録外集』に次のような話が記されている。『吹劍録外集』は、四庫全書本を見た。淳祐十年（一二五〇）の自序がある。

【和訳】

嘉定八年乙亥（一二二五）、後に宗正少卿に任じられた章良肱が、両浙路転運判官に在職のまま、京尹を兼任しました。ある士人（経書を勉強して科挙の受験に備えている人）が、行商人（原文。販夫）に上着のすそ（原文。背裾）をひっぱられて破られた、と訴えました。章公は士人に「あなたは身軽なのに、どうして重い荷物を運んでいる人を避けなかったのですか。」と言って、行商人に命じて士人に対して拝礼させるだけで済ませました。すると士人が言いました。「賤は貴を避けるべきです。どうしても上着を弁償してほしいです。」章公が「上着の値段は何銭ですか。」と尋ねました。士人は「新品の値段は十貫です。」と答えました。章公が言いました。「私があなたに十貫を弁償しましょう。あなたは彼に八拜を返して下さい。」士人は言葉に詰まって立ち去りました。

【原文】

嘉定乙亥、章宗卿良肱、以浙漕撰京尹。有士人、為販夫摘破背裾。公曰、輕盍避重。令販夫拜之。士人曰、賤合避貴。必欲償背。公曰、背直幾錢。曰、元製十千。公曰、我償汝十千。汝還他八拜。士人、語塞而去。

【訓読】

嘉定乙亥、章宗卿良肱、浙漕を以て京尹を撰す。士人有り、販夫のために背裾を摘破せらる。公曰わく、輕きもの、なんぞ重きものを避けざる、と。販夫をして之れを拜せしむ。士人曰わく、賤しきものはまさに貴きものを避くべし。必ず背を償わしめんと欲す、と。公曰わく、背の直は幾錢なるか、と。曰わく、元製は十千なり、と。公曰わく、我れ、汝に十千を償わん。汝、他に八拜を還せ、と。士人、語、塞がりて去る。

「嘉定乙亥、章宗卿良肱、浙漕を以て京尹を撰す。」とあるが、「章宗卿良肱」の「宗卿」は、宗正寺（皇族の属籍を作成する官庁）の次官である宗正少卿のことである。章良肱は、字は翼之、處州麗水県（現在の浙江省麗水県）の人、淳熙十一年（一一八四）の進士である（『南宋館閣統録』卷八、官聯、秘書郎）。嘉定十一年（一二二八）に宗正少卿に任じられた（『咸淳臨安志』卷五十、秩官、兩浙轉運）。「浙漕を以て京尹を撰す」の「浙漕」は兩浙路轉運判官もしくは轉運副使のことであり、「京尹」は知臨安府のことである。『咸淳臨安志』卷四十八、秩官、古今郡守表及び同書卷五十、秩官、兩浙轉運に拠れば、章良肱は、嘉定八年に兩浙路轉運判官に任じられ、嘉定十年（一二二七）二月八日に知臨安府を兼任し、同年三月に轉運副使に昇任し、四月二十二日に知臨安府の兼任を免じられた。

『吹劍録外集』には、「嘉定乙亥」即ち嘉定八年(一一二五)に章良肱が知臨安府を兼任した、と書かれているが、『咸淳臨安志』卷四十八に拠れば、知臨安府は、嘉定五年八月から八年十月までは趙時侃が任じられており、嘉定八年十月から十年二月八日まで王柟が任じられていた。『咸淳臨安志』の記載が正しいとすれば、章良肱が知臨安府に任じられていたのは、嘉定十年二月八日から同年四月二十二日までの二箇月半であった。そして、士人が「賤は貴を避けるべきである。」と訴えた時点も、その二箇月半の間に限定されることになる。

章良肱と士人との間で、「軽きもの、なんぞ重きものを避けざる。」「賤しきものは、まさに貴きものを避くべし。」という遣り取りが交わされているから、嘉定十年当時、唐開元儀制令行路条と同じ文言を持つ法律が存在したことが知られる。嘉定十年当時は、慶元四年(一一九八)に頒行された『慶元勅令格式』が現行法であった。おそらくは、『慶元令』の「儀制令」の中に、唐開元二十五年令の儀制令行路条から歴代の儀制令を通じて引き継がれてきた条文が置かれていたのであろう。

章良肱が「身軽な士人が、どうして重い荷物を運ぶ行商人を避けなかったのか。」と言って、士人の上着の裾を破った行商人に士人へ拝礼させる処分だけで済ませようとしたのに対して、士人が「賤は貴を避けるべきです。」と言って、どうしても行商人に上着代を弁償させてほしいと要求したことから、「軽避重」の規定よりも「賤避貴」の規定を優先して従うべきである、と士人が認識していたことがわかる。章良肱も、士人の論理を否定してはいないから、士人と認識を同じくしていたのであろう。そして、その認識は、慶元令の立法趣旨に従うものであり、慶元令の立法趣旨は、唐令の立法趣旨に沿うものであったであろう。

なお、章良肱は、行商人と士人とが道ですれ違うときは、行商人が「賤」であり、士人が「貴」である、という士

人の主張は認めなかった。もし認めたとであれば、行商人に弁償を命じてほしいという士人の要求も認めただけであるし、行商人へ拜礼を返すよう士人に言いはしなかったはずである。朱熹の女婿である黄榦は、「章翼之運使を祭る文」（四庫全書本『勉齋集』卷二十九所収）の中で、章良肱を「潔廉忠信にして世務に通じたる者」と称えている。士人の訴えに対して、「賤避貴」の規定を適用せず、「軽避重」の規定を適用して、士人が一方的に悪いと判断しながらも、ひょっとすると一張羅かもしれない上着を破られたという事情に配慮した、章良肱の裁きは、いかにも「潔廉忠信にして世務に通じたる者」の裁きであると評することができる。

さて、唐開元儀制令行路条では、「賤避貴」「少避老」「軽避重」の文言に続いて、条文の最後に「去避来」という文言が置かれている。この「去るひとは来るひとを避く」とはどういう意味であろうか。城市から離れる方向に行く人は、城市に近づく方向に行く人に道を譲る、ということであろうか。それとも、門や建物から出ようとする人は、入ろうとする人のために脇へよける、という意味であろうか。池田温「唐令」（滋賀秀三編『中国法制史』所収、東京大学出版会、一九九四年。二二四頁）は、「去避来」の「来」を「これから用務のある者」と理解している。この理解は正しいのであろうか。また、この理解の根拠は何であろうか。ちなみに、養老儀制令行路条では、「賤避貴」「少避老」「軽避重」の文言はあるが、「去避来」の文言はない。大宝儀制令行路条については、「去避来」の文言の存否は不明である（池田温編集代表『唐令拾遺補』東京大学出版会、一九九七年。一一三〇頁）。

二 儀制令の木牌

「去避来」の意味を調べる前に、儀制令の「賤避貴」以下四件の規定の文言を刻んだ木牌が、五代後唐の時、及び

宋初に、中国全土の交通の要所に立てられた事実について触れておきたい。『冊府元龜』卷五十九、帝王部、興教化に、後唐の明宗が長興二年（九三二）八月壬申に下した、次のような勅が掲げられている。『冊府元龜』は宋本の影印本を見た。

【和訳】

私は聞いています。教化は礼讓からはじまる、と。規範を設けたいなら、旧法に沿わなければなりません。思うに、唐朝復興の始まりを迎えて、人民はようやく平安を取り戻しました。そこで次は人民に人としての正しい在り方を理解させたいのですが、そのためには少しずつ導くことが効果的です。儀制令には、「道路街巷では、賤は貴を避け、少は長を避け、軽は重を避け、去は来を避ける。」とありますように、四件の規定が含まれています。以前は、道路ごとに木牌を立てて、この四件の規定の文言を刻んで、道行く人が皆、これを見聞きできるようにしていました。そこで、三京（東京河南府、西京京兆府、北京太原府）と諸道の州・府とに対して次のように命じます。それぞれが遍く管内の県・鎮に通達を下して、旧例に従って、道路に木牌をよく見えるように設置して、儀制令の四件の規定の文言を彫刻させ、さらに、人通りが多い（原文。要会）坊門及び諸橋の柱に牌文を刻んで、道行く人に明示させて下さい。そして、管内の各県の関係官司に委ねて、念入りに巡察させて下さい。これだけでもなお儀制令の四件の規定に違反する者がいれば、違勅の罪を科して下さい。望みますのは、方法は簡単で、教化は広大であることです。礼の教えが実行されはじめるからには、人々の礼儀作法が真心のこもったものになるでしょう。皆が秩序に順い、ますます世の中が平和になることを願います。

【原文】

長興二年八月壬申勅。朕聞、教化之本、礼讓為先。欲設規程、在循典故。蓋以中興之始、兆庶初安。將使知方、所宜（明本『冊府元龜』は「宜」を「以」に作る。）漸誘。准儀制令、道路街巷、賤避貴、少避長、輕避重、去避來、有此四事。承前、每於道途、立牌（明本は「牌」を「碑」に作る。以下同じ。）刻字、令路人皆得見聞。宜令三京諸道州府、各遍下管内縣鎮、准旧例（『五代會要』卷二十五、道路は「例」を「儀制」に作る。）、於道路、明置牌、雕刻四件文字。兼於要會坊門及諸橋柱、刻牌曉諭路人、委本縣（『五代會要』卷二十五は「縣」を「界」に作る。）所由官司、共切（『五代會要』卷二十五は「切」を「加」に作る。）巡察。有敢（『五代會要』卷二十五は「敢」を「違」に作る。）犯者、科違勅之罪。貴在所為簡易、所化弘多。既礼教興行、則風俗淳厚。庶皆順序、益致和平。

この勅が言う「儀制令」とは、唐開元二十五年令の儀制令である。『旧五代史』卷三十、唐書、莊宗紀、同光元年（九三三）十二月庚辰条に、「御史台上言す。本朝（五代の前の唐朝を指す。以下同じ。）の律令格式を行用せんことを請う。今、訪聞するに、唯だ定州（現在の河北省定県）にのみ本朝の法書有り。望むらくは本州に下して副本を写して進納せしめんことを、と。これに従う。」と記されており、同書卷一四七、刑法志に、御史台の上言が許可されて、「未だ幾くならず、定州の王都、唐朝の格式律令凡て二百八十六卷を進納す。」（『冊府元龜』卷六一三、司法部、定律令も同文。）と記されている。王都は定州節度使である（栗原益男編『五代宋初藩鎮年表』東京堂出版、昭和六十三年。五五九頁）。これらの記事から、後唐では唐の律令格式が行用されていたことが知られる。そして、唐の令とは、唐朝で最後に編纂された令である開元二十五年令に違いない。

ただ、唐開元二十五年令の儀制令の復元条文では「行路巷街」「少避老」となっている箇所が、この勅が引く儀制令の条文では「道路街巷」「少避長」になっている。『五代会要』卷二十五、道路に掲げられている長興二年八月敕でも「道路街巷」「少避長」になっており、『五代会要』は上海古籍出版社の標点本を見た。後に掲げる史料に見られる、宋で行用されていた儀制令の条文でも、「行路巷街」に対応する文言は不明であるけれども、「少避老」ではなく「少避長」になっているから、『冊府元龜』に掲げられているこの勅が引く儀制令の「少避長」の「長」字は、文字の誤りではあるまい。仁井田陞『唐令拾遺』序説第一に拠れば、唐の肅宗の至徳二載（七五七）及び徳宗の大曆十四年（七七九）に開元二十五年律令格式の刪定が命じられ、『唐大詔令集』卷二三所収「至徳二載收復兩京大赦」、『旧唐書』卷五十、刑法志、後唐の莊宗の同光年間（九三三～九二六）に開元二十五年令式の校定が行われた（『直齋書録解題』卷七。参考史料として『玉海』卷六十六所引『中興書目』）。開元二十五年儀制令行路条の復元が間違っていないとすれば、これらの時のいずれかに、「少避老」の「老」字が「長」字に改められたのであろう。

この長興二年八月壬申勅に拠れば、「承前」即ち長興二年八月以前に、儀制令の「賤避貴」以下四件の規定の文言を刻んだ「牌」が道路ごとに立てられていた、という。そして、この勅は、この「旧例」に倣って、儀制令の四件の規定の文言を刻んだ「牌」を道路に置くよう命じたのである。「承前」がいつ頃を指すのかわからない。「牌」は、『冊府元龜』の明本は「碑」に作るが、『冊府元龜』の宋本だけではなく、『五代会要』卷二十五も「牌」に作るから、「牌」が正しいであろう。「碑」ならば石碑であるが、「牌」は、この勅は材料を指定していないが、木牌とみなしてよいであろう。

この勅は「敢えて犯す者有らば、違勅の罪を科す。」と命じている。前述したように、後唐では唐の律令格式が行

用されていた。唐の律令格式の体系の下では、令の規定に違反すると、格や詔勅に特段の定めがない限り、雜律の「令に違う者は笞五十。」という規定に依って、笞五十の刑を科されるから、儀制令の「賤避貴」以下四件の規定に違反した者に対する刑も、特別な法律がない限り、笞五十である。しかし、道路に木牌を設置することによって、儀制令の規定を周知知らせてもなお、その規定を守らない者に対しては、笞五十を科するだけでは刑が軽い、という理由で、この勅は、儀制令の四件の規定に違反した者に対して「違勅の罪」を科するよう命じたのである。「違勅の罪」とは、唐律の職制律の「制書（詔勅のこと）を被りて施行するところ有り。しかるに違う者は徒二年。失錯する者は杖一百。」という条文に定められている罪を指す。儀制令の規定にわざと違反した者には徒二年、うっかり違反した者には杖一百を科するのである。

ちなみに、『故唐律疏議』の名で伝わる開元二十五年律疏の雜律の疏には、律文の「令に違う者」の「令」の一例として、開元二十五年令の儀制令行路条が挙げられている。『故唐律疏議』は「去避来」を「来避去」に作るが、これが誤りであることは、後で紹介する「去避来」の意味をめぐる議論から見えて明白である。

後唐の明宗に続いて、宋の太宗が、儀制令の「賤避貴」以下四件の規定の文言を刻んだ木牌を交通の要所に設置するように命じる詔を下した。『統資治通鑑長編』卷二十四、太宗、太平興国八年（九八三）正月条に、「承恭（大理寺丞の孔承恭）又た言う。儀制令に「賤は貴を避け、少は長を避け、軽は重を避け、去は来を避く。」と云う有り。望むらくは、兩京（東京開封府と西京河南府）・諸道をして、各々、要害の処に於いて、木を設け、其の字を刻み、違う者は論ずること律の如くせしめんことを。礼讓を興して風俗を厚くす可きにちかからん。と。甲申（二十七日）、詔して、其の言を行わしむ。」と記されている。『長編』のこの文では「木を設け、其の字を刻み（原文。設木刻其字）」

になっている箇所が、『宋史』卷二七六、孔承恭伝では「木牌を設け、其の字を刻み（原文。設木牌刻其字）」となっている。「木を設け」では言葉が足りないから、『長編』のこの箇所も本来は「木牌を設け」と書かれていたのであろう。『続資治通鑑長編』は、浙江書局本の影印本（上海古籍出版社）及び中華書局の点校本を見た。『宋史』は、百衲本（台湾商務印書館）及び中華書局の点校本を見た。

太平興国八年正月甲申に太宗が下した詔の文が、『東都事略』卷三に記されている。「詔して曰わく、伝に云う、能く礼讓を以て国をおさめば、何か有らん、と。宜しく開封府及び諸州をして、衝要の処に於いて、榜を設け、儀制令を刻み、論ずること律の如くせしむべし。と。」ここに「能く礼讓を以て国をおさめば、何か有らん。（原文。能以礼讓为国乎、何有。）とあるのは、『論語』里仁篇の文である。「伝」は『論語』を指す。『長編』及び『東都事略』に「論ずること律の如くせしむ（原文。論如律。『宋史』卷二七六も同文。）とあるのは、儀制令の「賤避貴」以下四件の規定に違反した者に対して、『宋刑統』の雜律の「令に違う者は笞五十。」の規定を適用させる、という意味である。『宋刑統』は、宋の太祖の建隆四年（九六三）に頒行された刑法典で、唐開元二十五年律疏の全文を取り込んでい

る。『宋会要輯稿』刑法一之一、格令に「国初、唐の律令格式を用いる」と述べられているように、宋初は唐令が行用されていた。この唐令は開元二十五年令であろう。すると、『長編』卷二十四及び『東都事略』卷三に見られる「儀制令」は唐開元二十五年令であったはずである。ただし、『長編』で孔承恭の上言が引く儀制令の条文では、唐開元二十五年儀制令行路条の復元条文では「少避老」となっている箇所が「少避長」になっており（『宋史』卷二七六も同文）、前掲後唐長興二年八月勅が引く儀制令の文言と一致するから、木牌に刻むよう太宗が命じた条文が属する

「儀制令」は、後唐で行用されていた唐令と同じものであって、ある時点で修改された開元二十五年令であったと考えられる。

儀制令の「賤避貴」以下四件の規定の文言を刻んだ木牌を交通の要所に設置するよう両京及び諸州に命じる太宗の詔が実際に行われたことは、江少虞『皇朝類苑』卷二十一、官政治績、榜刻儀制令四条に掲げられている黄鑑『楊文公談苑』の次のような記述から知られる。『皇朝類苑』は董康刊行本の影印本（中文出版社）を見た。

【訓読】

孔承恭、大理正たり。太平興國中、上言す。儀制令云う、賤は貴を避け、少は長を避け、軽は重を避け、去は来を避く、と。望むらくは両京・諸州をして、要害の処に於いて、榜に刻み、以て之れを掲げしめんことを。礼讓を興して風俗を厚くする所以なり。と。詔して之れに従う。処処の衢肆にて榜に刻み訖る。今多くこれ有り。（原注。楊文公談苑）

【原文】

孔承恭、為大理正。太平興國中、上言。（中略）詔從之。処処衢肆（四庫全書本『事實類苑』卷二十一は「処処衢肆」四字を「令於通衢四」五字に作る。）、刻榜訖（同上『事實類苑』は「訖」を「記」に作る。）。今多有焉。（原注。楊文公談苑）

ここには「大理正」の孔承恭が上言した、とあるが、『長編』卷二十四は、「大理寺丞」の孔承恭が上言した、とする。『宋史』卷二七六、孔承恭伝に拠れば、孔承恭は太宗の時に大理寺丞から大理正、判大理少卿事へと昇進した。上言した時は大理寺丞であったが、詔が下された時は大理正であったのかもしれない。『楊文公談苑』は、宋庠「談苑序」(『元憲集』卷三十五所収)に拠れば、翰林学士の楊億(九七四―一〇二〇)が語った異聞奇説を楊億の門人の黄鑑が記した原稿を、宋庠が計二十類十二卷に整理したものである。今は逸文が伝わるだけである。楊億は真宗の天禧四年(一〇二〇)に歿した人であるから、各地の四つ角(原文。処処衢肆)に立てられた、儀制令の条文を刻んだ木札(原文。榜)が、今も多く存在する(原文。今多有焉。)、というのは、太平興国八年(九八三)に太宗が詔を下してから三十七年以内の風景であったことになる。

高承『事物紀原』卷七、州郡方域部、儀制令に、「談苑曰、太平興國中、孔承恭為大理正。上言。儀制令、賤避貴、少避長、輕避重、去避來。望令於兩京諸州要害處、刻榜以揭之。所以興禮遜厚風俗。從之。」という文に続いて、「今、京師の諸門・関・亭、皆これ有り。而して所在の道途の双堠の處、皆これを刻む。」という文が記されている(『事物紀原』は四庫全書本を見た)。「双堠」は、里程を示すために道路の両側に盛られた塚である。「太平興國中」から「從之」までの文は、『皇朝類苑』に掲げられている『楊文公談苑』の文とほぼ同文であるから、『楊文公談苑』の文であることに間違いないが、「今、京師の諸門関亭」以下の文は、『皇朝類苑』に掲げられている『楊文公談苑』の文と大きく異なっている。この文は、『楊文公談苑』の文であるのか、『事物紀原』の著者の高承の文であるのかわからない。高承は、陳振孫『直齋書録解題』卷十所引『中興書目』に拠れば、開封の人で、元豊年間(一〇七八―一〇八五)に活躍した人である。

三 儀制令の石碑

石刻文史料を検索すると、宋代に造られた、儀制令の「賤避貴」以下四件の規定の文言を彫りつけた石碑の記事が出てくる。前節で説明したように、後唐の明宗及び宋の太宗が、儀制令の文言を刻んで交通の要所に立てるよう命じたのは、石碑ではなく木牌である。また、その後、儀制令の文言を刻んだ石碑を立てるよう皇帝が命じた、ということを書いた史料は見当たらないから、これらの石碑は、太宗あるいは別の皇帝の命令に従って立てられたものではないかろう。太宗の命令に従って立てられた儀制令の木牌が腐朽したので、州県官がその代わりに立てたものか、太宗の故事を踏まえて、州県官が自発的に立てたものであろう。

兪文豹『吹劍録外集』に、「王雅林琮（「琮」が名。「雅林」は号）が江南西路臨江軍清江県（現在の江西省清江県）の知県であった時、彼の昇進のための推薦状を彼の上司がこもごも朝廷に送り届けた。漕使（「漕」は転運司を意味する）の尹煥の推薦状には「本司が近ごろ諸処に命じて駅路を修葺させたところ、ただ清江県の王知県だけが、まだ通達を受けないうちに、すでに墩石（里程を示す石碑）を造立した、と上申し、加えて儀制墨本を同封して送ってきた。」と述べられている。（原文。王雅林琮（中略）宰清江、公車交薦。（中略）尹漕使煥云、（中略）本司近令諸処修葺駅路。独清江王知県申、未準帖間、已創立墩石。仍繳連到儀制墨本。」と記されている。ここに「儀制墨本」とあるのが、儀制令の「賤避貴」以下四件の規定の文言を刻んだ石碑の拓本であることは疑いない。

『三山志』卷三十一、人物類、科名、嘉定十年丁丑（一二二七）呉潜榜、尹煥の項に「見江西運判たり。」とある。『三山志』は『宋元地方志叢書』第十二卷所収本を見た。『三山志』卷三十一の冒頭に置かれた序文に拠れば、『三山

志』の第三十一卷及び第三十二卷が編集されたのは淳祐八年(一二四八)中のことであるから、尹煥は淳祐八年に江南西路転運司判官であったことが知られる。すると、清江県知県の王琮が儀制令碑を立てたのは淳祐八年頃であることになる。江西転運司が管下に駄路を修葺するよう命じた通達の中に、儀制令碑を立てなさいという命令が含まれていたのかどうかかわからないが、いずれにせよ、清江県の知県は、江西転運司からの通達を受け取る前に、自発的に儀制令碑を立てていたのである。

以下に、石刻文史料に記事が出てくる、儀制令の「賤避貴、少避老(長)、輕避重、去避来。」の文言を刻んだ石碑を紹介する。

ア 河南省光山県の北宋儀制令碑

天一閣蔵明代方志選刊所収『光山県志』(嘉靖三十五年(一五五六)に光山県令沈紹慶が書いた序がある。)巻一、風土志、古蹟に、「像^{ママ}制令碑。清風嶺に在り。宋元祐(祐)はもと「佑」に作る。)八年(一〇九三)、中尉、立つ。上に令を刻みて云う、「少避老、賤避貴、輕避重、去避来。」と。と記されている。明朝の河南省汝寧府光山県は、現在の河南省光山県であり、北宋では淮南西路光州光山県である。「像制令碑」の「像」は「儀」の誤りであろう。「宋元祐^{ママ}八年中尉立」を「宋元祐八年、中尉、立つ。」と読んだが、宋の官制では「中尉」という官名はないから、「宋元祐八年中、尉、立つ。」と読むべきであるかもしれない。「尉」は県の官司の一つである県尉のことである。もしかすると、「中尉」の「中」は、「光山尉」の「山」が見誤られたものかもしれない。

「清風嶺」は、『光山県志』巻一、風土志、景致、風嶺晴嵐の項に、「清風嶺は、県の西南九十里に在り。(中略)

道左の石碣の上に、「男左行、女右行。賤避貴、少避老。」等の語を刻む。蓋し太尉令李亘の立つる所なり。」と記されている。「太尉令」とはどういう意味なのか、「太尉令」と「中尉」との関係はどうであるのか、わからない。「李亘」は、『景定建康志』巻二十七、官守志、諸県令、溧陽県の項に「李亘。通直郎。崇寧三年（一一〇四）四月到任。」とある「李亘」と同一人物であろうか。元祐八年に立てられた碑に「少避老、賤避貴、輕避重、去避來。」という令文が刻まれている、と『光山県志』は記すが、「賤避貴」「少避老」の両句を誤って転倒して記しただけであろう。風嶺晴嵐の項では、「賤避貴、少避老等語」と句の正しい順序で記されている。碑に「少避老」と刻まれている、と『光山県志』は記している。宋の元祐八年当時は、元祐二年（一一〇七）に頒行された『元祐勅令式』が現行法であった。『元祐令』の儀制令の条文では、「少避長」ではなく、唐開元令と同じく、「少避老」となっていたのである。風嶺晴嵐の項には、「男は左行し、女は右行す。」と石碣上に刻まれている、と記されているが、「男左行、女右行」の句が何らかの法律の規定の文言であるのかどうか、わからない。『説文解字』第九篇上、包の項に、「男、左行三十、女、右行二十。俱立於巳、為夫婦。」とある。

黄叔璥『中州金石攷』（『石刻史料新編』第十八冊所収、新文豊出版公司）巻八、光州光山県の項に、「宋中尉令碑。県志に、元祐八年、中尉、立つ。上に令を刻みて、少避老、賤避貴、輕避重、去避來と云う、とあり。今は亡し。」と記されている。『中州金石攷』は乾隆六年（一七四一）に書かれた自序を持つから、光山県の儀制令碑は十八世紀前半にはなくなっていたことが知られる。国家文物局主編『中国文物地図集』河南分冊（中国地図出版社、一九九一年）の光山県の項に、儀制令碑は登録されていない。

イ 陝西省略陽県の南宋儀制令碑

武億『授堂金石文字統跋』(『石刻史料新編』第二十五冊所収) 卷十一に、「儀制令石刻。淳熙八年(一一八二)。石刻は略陽に在り。中行に「儀制令」三大字を題す。径、三寸余。下に字の寸余なるを題す。文云う、「賤避貴、少避長、輕避重、去避來。」と。後に「淳熙辛丑、邑令王□、立石す。」と題す。而して名、損缺して見る可からず。(中略)『東都事略』太宗紀に(引用文省略)とあり。『宋史』孔承恭伝に(引用文省略)とあり。然れば則ち、此の令は宋律の旧文たり。上旨より起り、之れを要害に榜す。固より宋初に当たり、已に此の制有り。然れども當時は未だ石に刻まざるなり。(中略)此の刻、之れを趙渭川及び他の宋刻善本より得たり。関中金石記の補遺と為すに足る。予、故に喜びて之れに跋す。」と記されている。「此の刻、之れを趙渭川及び他の宋刻善本より得たり。」とある「趙渭川」は、趙希璜のことである。趙希璜は、字は渭川、乾隆四十四年(二七七九)の挙人。安陽県(現在の河南省安陽市)の知県であった時、武億を招いて一緒に県志を完成させた。『清史稿』卷四八五、文苑伝に彼の伝が附されている。また、陸耀遹『金石統編』(『石刻史料新編』第五冊所収) 卷十九、宋七に、「儀制令石刻。摩崖。高さ一尺八寸、広さ一尺二寸。正書。陝西略陽県靈巖に在り。「儀制令」三字。縦横各四寸。「賤避貴、少避長、輕避重、去避來。」十二字。四行にて分注す。每字、径二寸許り。「淳熙辛丑、邑令王□立石。」十字。一行。後に書す。按ずるに、此の令は宋律の旧文たり。これに要害通衢に榜す。始めは木牌を設け、後に因りて石に刻む。武博山億の『授堂金石文字跋』に詳見す。」と記されている。

「淳熙辛丑」は南宋の淳熙八年である。清朝の陝西省漢中府略陽県、現在の陝西省略陽県は、南宋の淳熙八年には利州西路興州順政県であった。淳熙八年(一一七七)に成った『淳熙勅令格式』が現行法であった。

「略陽県靈巖」の「靈巖」は靈巖寺である。国家文物局主編『中国文物地図集』陝西分冊（下）（西安地圖出版社、一九九八年）の略陽県の項に拠れば、靈巖寺は唐開元年間創建され、境内に二つの天然の洞窟があり、洞窟の中と周囲に、唐代から民国年間に至るまでの摩崖題刻や碣碑が多数遺存するという。『金石統編』が「儀制令石刻」を「摩崖」とするのは間違いである。『授堂金石文字統跋』及び『金石統編』が紹介している略陽県の「儀制令石刻」は、靈巖寺の境内に現存し、『中国文物地図集』陝西分冊（下）の略陽県の項に、靈巖寺の儀制令碑について、「青石質。方首。」と記されているからである。中国公路交通史叢書所収『中国古代道路交通史』（人民交通出版社、一九九四年）第五章第四節第三項（宋代）交通秩序的維護に、一九六四年九月、陝西省略陽県の農民が、嘉陵江（靈巖寺の西側を流れる川。佐立注）の河道で砂を掘っていた時に、淳熙八年に立てられた儀制令碑を発見した、と書かれているから、略陽県の儀制令碑は、武億が見た拓本がとられた後、川の砂に埋まっていたらしい。

ウ 湖南省長沙市の儀制令碑

中国方志叢書所収『長沙県志』（嘉慶十五年（一八一〇）刊、二十二年（一八一七）増補本）卷二十三、古蹟に、「霧陽郷石碑。即ち古の大陽市の旧官道に石碑有り。高さ六七尺。上に「儀制令大陽焮」六大字を刻む。傍らに「賤避貴、少避長、輕避重、去避來。」十二小字を刻む。考うるに、『事物紀』に、「宋太平興國中、大理正孔承恭、各処の要路に皆、石に刻み榜に掲げしめ（原文。刻石碣榜。「碣」を「掲」に改めた。）、民をして礼讓を興し風俗を厚くせしめん、と奏するなり。」とあり。」と記されている。「大陽焮」の「焮」は里程を示す塚である。同書卷三、疆域に拠れば、「太陽焮」という旧名を持つ郷村が清泰都にあり、清泰都は長沙県城の東北にあり、清泰都の西は湘陰県（現在

の湖南省湘陰県) 界、清泰都の北は平江県(現在の湖南省平江県) 界である、という。陳運溶編『湘城訪古録』(『石刻史料新編』第十三冊所収) 宋儀制令碑の項に引かれている『長沙県志』に、「清泰都大陽橋(橋)は「堠」の誤りか) 長岳通衢橋側田内に大陽堠儀制令古碑有り。」と記されている。

嘉慶刊『長沙県志』は、「事物紀」に「刻石碣榜」とある、と述べている。「事物紀」は「事物紀原」であろうが、四庫全書本『事物紀原』卷七、州郡方域部、儀制令の該当箇所は「刻榜以掲之」となっており、「石」字はない。

また、瞿中溶『古泉山館金石文編殘稿』(『石刻史料新編』第二輯第三冊所収) 卷三、宋に、「儀制令碑。長沙県霧陽郷の田間に一碑有り。上に「儀制令大陽堠」と題す。正書。六大字。二行に作る。字径七八寸。下に小正書を刻す。約五行。字径寸七八分。前二行云、「賤避貴、少避長、輕避重、去避來。」と。毎行六字。後に一行有るも、磨滅して辨ず可からず。又た後の一行は、下に「県尉」二字を存す。又た後の一行は、下に「県尉吳」三字を存す。餘は皆漫漶にして、未だ年月を見ず。攷うるに、『宋史』孔承恭伝云う、(引用文省略)と。則ち「賤避貴」云云四句は本より宋初の令文に係る。碑、題する所の儀制令是れなり。惟だ伝、「木牌を設け其の字を刻む」と言う。しかるに『事物紀原』に拠るに則ち、「石に刻む」と云う。其の説互いに異なる。今、石碑、見に存す。豈に史伝、誤り有るか。」と記されている。四庫全書本『事物紀原』の該当箇所に「石」字はないことは、前述した通りである。

陸増祥『八瓊室金石補正』(『石刻史料新編』第八冊所収) 卷二二、宋四十、大陽堠石刻には、「拓本。高さ三尺五寸。広さ二尺。二行を存す。行ごとに各おの三字。字径八寸。正書。長沙に在り。「儀制令」「大陽堠」(中略) 右大陽堠石刻、嘉慶(一七九六―一八二〇)の末より距たること、未だ周甲に及ばざるに、「賤避貴」数行、絶えて一字の見る可き無し。石、固より剝蝕するも、殆ど拓工、率劣なる故か。」と記されている。「嘉慶の末」というのは、嘉

慶十五年刊『長沙県志』が増補された嘉慶二十二年を指すのであろう。清の湖南省長沙府長沙県は現在の湖南省長沙市である。国家文物局主編『中国文物地図集』湖南分冊（湖南地図出版社、一九九七年）の長沙市の項に儀制令碑は登録されていない。

工 福建省松溪県の南宋儀制令碑

国家文物局主編『中国文物地図集』福建分冊（下）（福建省地図出版社、二〇〇七年）の松溪県の項に、「竹賢交通碑〔渭田鎮竹賢村・宋代〕碑の高さ一・五メートル、寛さ〇・六メートル。碑文は直下に「松溪県永里廿一都、地名東領村。東至本県七十里、西至浦城界二五里。賤避貴、少避老、輕避重、去避來。開禧元年（二二〇五）八月一日、義役長陳俊・功郎尉林高立。」と楷書す。現に城関の塔山碑林内に移置す。」と記されている。南宋の松溪県は福建路建寧府に属する。「都」は二百五十戸から成る行政単位。「義役長」は「義役長」である。「義役」は、保正・保長の役につく者を、役につかない者が田や粟を出して助ける制度（曾我部静雄『宋代財政史』第三章）。「功郎」は、「迪功郎」の「迪」字が抜けていることが、次に紹介する儀制令碑文から知られる。「迪功郎」は、県尉に与えられる従九品の寄祿官である。開禧元年当時の南宋では、慶元四年（一一九八）に頒行された『慶元勅令格式』が現行法であった。

次に、同上『中国文物地図集』福建分冊の松溪県、塔山碑林の項に、「宋の交通碑二通。其の一は一九八一年九月に旧県郷の河辺碼頭にて発現す。碑の高さ一・三四メートル、寛さ〇・五四メートル、厚さ〇・一五メートル。碑文は直下に五行。中行に所在地の地名を「松溪県畝伏里十三都、地名故県。」と刻む。両辺は「賤避貴、少避長、輕避

重、去避来。」「東趣馬大仙殿五里。西趣麻歩嶺後五里。」、落款は「開禧元年四月望日、保正魏安・迪功郎県尉林高立。』。其の二は一九九一年に渭田鎮溪尾村にて発現す。碑の形状、刻まれたる時間・内容は、上の一件と大同小異たり。』と記されている。塔山碑林は、同項に拠れば、松源鎮西門村にあり、一九八三年に建設され、宋・明・清の碑を十七基、収存している。「保正」は「都」の長。県尉の林高という人については不明である。永里廿一都の儀制令碑と飯伏里十三都の儀制令碑とは、どちらも同じ開禧元年に立てられたものであるのに、前者には「少避老」と刻まれ、後者には「少避長」と刻まれているのは、どうしたわけであろうか。

なお、呉懿「松溪宋代交通法規碑刻」(『福建文博』一九八六年一期原載。『中国考古集成』華南卷、宋元明清(三)所収。中州古籍出版社、二〇〇五年)に、竹賢村の儀制令碑の文、及び旧県郷の儀制令碑の文が掲げられている。『中国文物地図集』が掲げる文と比べて、文字が異なる箇所があり、また、文の並びが正確であると思われるので、ここに紹介する。まず、旧県郷の儀制令碑の文である。

開禧元年四月望日□□保正范安

東段馬大仙殿五里 賤避貴 少避長

松 溪 県 帰 伏 里 十三都地名故県

西段馬歩嶺後五里 軽避重 去避来

功勳郎県尉 林 高 立

「功勳郎尉」とあるが、宋に「功勳郎」という官はなく、『中国文物地図集』が「迪功郎」とするのが正しいであろう。

次に、竹賢村の儀制令碑の文である。「開禧元年八月□義役長□□□、東段浦城県境□□里、賤避貴、少避老、松溪県永寧里□□都地名東領、西距県城七十五里、輕避重、去避来、□□□県尉林高立」

「東段浦城県境」「西距県城」とあるが、浦城県境は竹賢村の西であり、松溪県城は竹賢村の南南東であるから、『中国文物地図集』が「東至本県」「西至浦城界」とするのが正しいであろう。

オ 福建省福安市の儀制令碑

国家文物局主編『中国文物地図集』福建分冊（下）の福安市の項に、「路規碑〔溪尾鎮下邳村・宋代〕碑は花崗岩質、方首抹角。高さ一・六メートル、寛さ〇・五五メートル、厚さ〇・二〇メートル。上部に楷書の「儀制令」三個大字を刻む。上に「県尉林・主簿張」と款し、下に「承義郎知県事石」と款す。下部に直下四行にて「賤避貴、少避老、輕避重、去避来。」と楷書す。」と記されている。「承義郎」は「承議郎」であろう。「承議郎」は従七品の寄祿官。現在の福建省福安市は南宋の福建路福州福安県である。天一閣蔵明代方志選刊統編所収『嘉靖福寧州志』卷一に拠れば、福安県の地は、唐以来、長溪県（現在の福建省霞浦県）の地であったが、南宋の淳祐五年（一二四五）、長溪県の靈霍郷内の三里と永楽郷の全六里を析出して、福安県が置かれた。長溪県から析出された靈霍郷秦溪東里は、明の福安県の秦溪郷秦溪東里である。明の秦溪東里三十五都は福安県の東南八十里にあり、同三十六都は県の東南百里にあった。儀制令碑がある溪尾鎮下邳村は、この三十五都もしくは三十六都のあたりに位置する。

そこで、碑文に見られる県の官人は、この碑が立てられたのが、福安県が置かれる前であったとすれば、長溪県の官人であることになり、福安県が置かれた後であったとすれば、福安県の官人であることになる。碑文に「県尉林」とあるが、同上『嘉靖福寧州志』巻七に、淳祐年間（一二五二年まで）に福安県尉に任じられた「林棟」の名が見える。参考までに記しておく。「承義郎知県事石」とあるが、慕容彦逢『摘文堂集』巻十五、朝奉大夫致仕石公墓誌銘に、石景衡（一〇四七―一一〇四）が「宣徳郎知福州長溪県」に任じられたことが記されている。宣徳郎は従八品の寄禄官である。承議郎ではなく宣徳郎とあるが、墓誌に「長溪県の管内に強盜賊が出没した。石公は先頭に立ってこれを捕獲した。その功は恩賞の基準に該当した。（原文。境有彊寇、公親捕獲之。賞中優格。）」と記されているから、知長溪県在任中に、盜賊を捕獲した功により、従七品の承議郎に昇進した可能性がある。これも参考までに記しておく。

カ 福建省連江県の儀制令石刻

乾隆十九年（一七五四）刊『福州府志』（中国方志叢書所収、成文出版社）巻七十三、磨崖題名に、「時代・姓氏、考うる無し。」として、「軽避重、賤避貴、少避長、往避来。連江の東禅嶺に鐫る。」と記されている。また、『福建続志』（乾隆三十四年（一七六九）の序がある。）巻七十三、古蹟、福州府、石刻、連江県の項に、「軽避重、賤避貴、少避長、往避来。東禅寺に鐫る。」と記されている。清の福建省福州府連江県は現在の福建省連江県である。「軽避重」の句が先頭に出てきており、「去避来」ではなく「往避来」になっているが、実際にそう刻んであったのか、記録の間違いなのかわからない。この「軽避重云々」の石刻文は、碑ではなく自然の石壁に刻まれていたらしいが、『中国

文物地図集」福建分冊の連江県の項に登録されておらず、現存しないようである。

『福州府志』には「東禪嶺に鐫る」とあり、『福建統志』には「東禪寺に鐫る」とある。「軽避重云々」の文が、路を行く人にそれを示すために自然の石壁に刻まれたとすれば、寺の境内に在る自然の石壁に刻んでも仕方がなからうから、「東禪嶺」が正しいであろう。東禪嶺は、民国十六年（一九二七）刊『連江県志』（中国方志叢書所収）巻四、山川、嶺の項に、「東禪嶺。丹陽・龍門塘の間を界す。」とある。丹陽は清の名聞郷安義里丹陽村、龍門塘は清の同郷中鶴里龍門塘村である（同上『連江県志』巻六、城市、里）。同書巻七、名勝、磨崖刻に、「軽避重、賤避貴、少避長、往避来。東禪嶺に在り。（中略）以上、中鶴里に属す。」と記されている。

キ 山西省襄垣県の儀制令碑

『万曆山西通志』（中国科学院図書館選編『稀見中国地方志匯刊』第四冊所収）巻十四、古蹟、潞安府の項に、「義令石。襄垣の郝村の北。隘険にして肩磨穀撃す。しかして競い渡る者、つねに墮つ。義令石あり。旁らに立つ。「軽避重、少避老、賤避貴、来避去。」の四言を大書す。この古碑、今もなお存す。」と記されている。また、順治十八年（二六六一）刊『潞安府志』（新修方志叢刊所収、台湾学生書局）巻二十、芸文七、金石目錄、襄垣県の項に、「義令石。郝村。土橋、険隘たり。競い渡る者、常に厓下に墮落す。傍らに石有り。大書して曰わく、「軽避重、少避老、賤避貴、来避去。」と。真に義令なり。行く者、遵奉す。」と記されている。四庫全書所収『雍正山西通志』巻五十八、古蹟、潞安府、襄垣県の項にも、「義令石。県の郝村の北。道、隘なり。義令立石あり。「軽避重、少避老、賤避貴、来避去。」の四言を大書す。今、存す。」とある。

明清の山西省潞安府襄垣県は現在の山西省襄垣県である。「義令石」の「義令」は、「儀制令」が転訛した語であろう。「郝村」は、続修四庫全書所収『光緒山西通志』卷二に掲げられている襄垣県図の、県城の北北東約二十三里の地点に「郝村」が見える。「義令石」の四句では、句の順序が儀制令の「賤避貴」以下四句の順序と異なり、また、「去避来」ではなく「来避去」になっているが、記録の間違いであろうか。『潞安府志』が言う「土橋」は、両側面が崖になっている、土手状の細い道という意味であろう。国家文物局主編『中国文物地図集』山西分冊（中国地図出版社、二〇〇六年）の襄垣県の項に儀制令碑は登録されていない。

ク 江蘇省盱眙県の儀制令碑



図 盱眙県儀制令碑の拓本の写真の模写

中国公路交通史叢書所収『江蘇公路交通史』第一冊（人民交通出版社、一九八九年）第二章第三節第三項、唐宋時期的道路交通管理制度に、「一九六五年と一九七四年とに相ついで江蘇省盱眙県で二基の儀制令碑が発見された。二碑の碑文は同じである。碑の中間に「儀制令」三字が刻まれ、左右両側に「賤避貴、少避老、輕避重、去避来」十二字が刻まれている。」と書かれ、刻字の拓本の写真が掲げられている。その写真を見ると、「儀制令」三字の右側に「賤避貴、輕避重」と刻まれ、左側に「少避老、去避来」と刻まれている。これでは「賤避貴」

「輕避重」「少避老」「去避来」の順に読まれてしまい、老少の基準よりも輕重の基準の方が優先されてしまう。この儀制令碑が何時造られたのかわからないが、これを造った人は、儀制令の「賤避貴」以下四件の規定の並び方が、単なる並列ではなく、路を譲る基準の優先順位を示していることを知らなかったたのであろう。

ケ 内モンゴル自治区赤峰市巴林右旗の儀制令碑

国家文物局主編『中国文物地図集』内蒙古自治区分冊（下）（西安地図出版社、二〇〇三年）の赤峰市巴林右旗の項に、「塔布花 儀制令」碑出土点〔沙巴尔台蘇木塔布花村・遼代〕一九九二年發現す。碑は粉白色の花崗岩質地たり。高さ一一〇センチ、寬さ五六センチ、厚さ一一センチ。碑文は漢字たり、共に十五字。上首に横書にて碑名 儀制令 三字を陰刻す。下に兩豎行に分ち、十二字を陰刻す。每字、高さ八から一三センチ、寬さ七から一八センチ。全文は 賤避貴、少避老、輕避重、去避来 たり。背面には文なし。」と記されている。

「遼代」とあるが、遼の法律に「賤避貴」以下四件の規定を持つ儀制令が存在したのか、遼の人が北宋の儀制令碑の形態をまねて立てただけなのか、わからない。そもそも、ここに紹介されている儀制令碑が本当に遼代のものなのか、金代のものではないのか、『中国文物地図集』の記述だけではわからない。

四 「去避来」の意味

儀制令の「賤避貴」以下四件の規定の文言を刻んだ木牌を交通の要所に立てることを太宗に進言した孔承恭は、儀制令の「去避来」の意味を正しく理解していなかった可能性がある。文瑩『玉壺清話』に次のような太宗と孔承恭と

の遣り取りが記されている。『玉壺清話』は、自序に拠れば、元豊元年（一〇七八）に成った。中華書局の唐宋史料筆記叢刊本を見た。

【和訳】

孔承恭が上言して、儀制令条の「賤避貴」以下四件の規定を列举して、これらの規定の文言を木牌に刻んで郵墩（郵駅と里程塚）に立てて、民に告示することを提案し、そのことが実施されました。ある日、太宗が承恭に質問しました。「令条の中に、賤が貴を避け、少が長を避け、軽が重を避けるといふ規定がある。それで十分であろう（原文。竝訖）。それなのにどうして、さらにまた「去は来を避ける」といふ必要があるのか。「去避来」とはどのような意味なのか。」承恭は「これは必ず、往き来する者（原文。去来者）を戒めて、相互に回避させる、という意味に違いありません。」と答えました。太宗は言いました。「そうではない。もし往き来する者が互いに避けるという意味であるならば、ただすれ違う（原文。憧憧）というだけのことである。大通りでは、人は蟻の群れのように密集している。どうして一々互いに避けることができようか。おそらくは立法者は別の意味を込めたのであろう。」太宗の綿密さはこのようなものでした。

【原文】

孔承恭上言、举令文賤避貴之類四条、乞置木牌、立於郵墩、以為民告訴。行之。一日、太宗問承恭曰、令文中、貴賤・長少・輕重、各有〔有〕を『皇朝類苑』卷二十一所引『玉壺清話』は「白」に作る。）相避、竝訖。何必又

云去避来。此義安在。承恭曰、此必戒於去来者、互相回避爾。上曰、不然。借使去来相避、止相（相）を『皇朝類苑』卷二十一及び『癸辛雜識』後集は「是」に作る。憧憧。於通衢之（之）の後に『癸辛雜識』後集は「大路」二字がある。人、密如交蟻。烏能一一相避哉。但恐設律者、別有他意。其精悉若是。

【訓読】

孔承恭上言し、令文の賤避貴の類四条を挙げ、木牌を置き、郵墩に立て、以て民の爲めに告訴することを乞う。之れを行う。一日、太宗、承恭に問いて曰わく、令文中、貴賤・長少・輕重、各々、相い避くる有り。竝びに訖わる。何ぞ必ず又た去避来と云うか。此の義、安くに在りや、と。承恭曰わく、此れ必ず去来する者を戒め、互相に回避せしむるのみ、と。上曰わく、然らず。もし去来相い避くるならば、止だ相い憧憧たるのみ。通衢の（大路）に於いては、人、密なること交蟻の如し。烏くんぞ能く一々相い避けんや。但だ恐らくは律を設くる者、別に他意有らん、と。其の精悉、かくの若し。

孔承恭は「去避来」の意味を「去来する者が互いに回避する」ことであると理解している。南宋の俞文豹は、『吹劍録外集』の中で、「去避来」の意味をめぐる太宗と孔承恭との遣り取りを記した後に、「文豹おもえらく、此れ正に人に遜路遜畔を教うるの意なり。承恭の説、是なり、と。」と述べ、孔承恭の理解に賛成している。「遜路遜畔（路をゆずり畔（田の境界）をゆずる）」とは、虞国と芮国との君主が、田を争って久しく決着しないので、周の文王に裁定してもらおうと、周の界内に入ったところ、耕す者は畔を譲り、行く者は路を譲るのを見て、恥しくなり、文王に

会見することなく帰国して、争っていた田を譲り合って間田（どちらにも属さない田）とした、という『史記』周本紀や『詩経』大雅、文王之什、縣「虞芮質厥成、文王蹶厥生」の毛伝に記されている話を踏まえた言葉であり、譲り合いの精神を意味する。

「去避来」の意味が、往き来する者が互いに譲り合うことであるとすれば、「去」と「来」とは対立する組み合わせではないことになる。しかし、「賤」と「貴」、「少」と「長（老）」、「軽」と「重」は、いずれも対立する組み合わせである。すると、「去」と「来」も対立する組み合わせであると考えるのが自然であろう。太宗が言う通り、立法者は「去避来」の規定に、孔承恭の理解とは別の意味を込めたのではなからうか。

元の楊瑀（二二八五―一三六一）は、『山居新話』卷四で、「律文に「賤避貴、少避老、軽避重、去避来」の説有り。余おもえらく、「去」は主たり、「来」は客たり。是を以て之れを避く、と。」と述べている。『山居新話』は、至正二十年（一二六〇）の楊維禎の序がある。四庫全書本を見た。楊瑀は、「去避来」の意味を「主」が「客」に道を譲ることであると理解するのであるから、「主」「客」を身分の意味で使っているのではなく、主人客人の意味で使っているであろうが、主人が客人に道を譲るのは、どのような場合であろうか。主人が客人を出迎える場合か、客人が散歩中に主人とひょっこり出くわす場合ぐらいしか思いつかない。このような場合のために「去避来」の規定が設けられたとは考えられない。

元祿十二年（一六九九）翻刻『事林広記』（『和刻本類書集成』第一輯所収、古典研究会、昭和五十一年）壬集、卷一、至元雜令、諸色廻避に、「諸行路街巷、賤避貴、少避老、軽避重、来避去。」と記されているから、元の法律の中に、唐宋儀制令の「賤避貴」以下四件の規定と同じ規定があったことが知られる。ここに「至元雜令」という標題が

掲げられているが、「至元雜令」という名の法令集が編纂された事実を伝える史料は見当たらない。至元二十八年（二二九二）に頒行された『至元新格』全十章には「雜令」という名の章はなく、『至元新格』の条文として、「賤避貴云々」という条文は復元されていない（植松正「彙輯『至元新格』並びに解説」、『東洋史研究』第三十卷第四号掲載、昭和四十七年）。『元史』卷九十三、食貨志、農桑に、「（至元）二十八年、農桑雜令を頒かつ。」と記されているが、この「農桑雜令」が『事林広記』の「至元雜令」と関係があるのかわからない。椿莊書院刊『事林広記』（中文出版社影印）別集、卷三、刑法類では、「大元通制」の項の後に置かれている「諸条格」諸色廻避の項に、「諸行路街道、皆須賤避貴、少避老、輕避重、來^マ避去^マ。」と記されている。至治三年（二三三三）に頒行された『大元通制』は、「条格」二十七篇のうち十九篇が現存し、『通制条格』と呼ばれているが、その中に「賤避貴云々」の規定はない。

南宋の遺臣、周密（一二三三～一二九八）は、『癸辛雜識』後集、律文去避來で次のように述べている。『癸辛雜識』は中華書局の唐宋史料筆記叢刊本を見た。

【訓読】

律に「去は來を避く」と云うの文、最も曉り難しと為す。太宗、嘗て孔恭承^マに問いて曰わく、令文中、貴賤少長輕重、各々、相い避くる有り。何ぞ必ず又た「去は來を避く」と云うか。此の義、安くに在りや、と。恭承^マ曰わく、此れ必ず、去來する者を戒め、互相に回避せしむるのみ、と。上、然らずとして曰わく、もし去來相い避くるならば、此の義、止だ是れ憧憧たることなるのみ。通衢の大路に於いては、人、密なること交蟻の如し。烏くんぞ能く一一相避けんや。但だ恐らくは律者^マ、別に他意有るのみ、と。余、嘗て之れを棘寺の老吏に扣するに云わく、いわ

ゆる「去は来を避く」とは、蓋し、我の後ろより来たる者を避く。其の人、後ろより奔走して来たるは、此れ必ず急事有る故を以てなるのみ。故に当に之れを避くべきなり、と。此の語も亦た甚だ理有り。

【原文】

律云去避来之文、最為難曉。太宗嘗問孔恭承曰、令文中、貴賤少長輕重、各有相避。何必又云去避来。此義安在。恭承曰、此必戒於去来者、互相回避耳。上不然曰、借使去来相避、此義止是憧憧。於通衢之大道、人密如交蟻。烏能一一相避。但恐律者别有他意耳。余嘗扣之棘寺老吏云、所謂去避来者、蓋避自我後來者。以其人自後奔走来、此必有急事故耳。故当避之也。此語亦甚有理。

この文章の中で、「太宗嘗問孔恭承曰」から「但恐律者别有他意耳」までの文は、前に掲げた『玉壺清話』の文とほぼ同じである。『癸辛雜識』は「前集」「後集」「続集」「別集」から成る。「前集」砲禍に「至元庚辰歲（十七年。西曆一二八〇年）」とあり、「後集」游閱古泉に「至元丁亥（二十四年。西曆一二八七年）九月四日」の日付が記されておき、「続集」上、戊子地震に「至元二十五年（一二八八）戊子歲冬十月二十四日丙子」の日付が見えるから、この文章を載せている『癸辛雜識』後集は、至元十七年から至元二十五年までの間に書かれたと考えられる。「余、嘗て之れを棘寺の老吏に扣するに云わく」の「棘寺」は大理寺のことである。元では大理寺は、至元二十年（一二八三）から二十二年十月までしか存在せず、しかも、漠地に居住するウイグル人の訴訟を扱う官司であったから（『元史』卷十三、同書卷八十九、百官志、都護府）、この「棘寺」は南宋の大理寺を指すであろう。

「私（周密）がある時「去避来」の意味を大理寺の老吏に尋ねましたら、その人は次のように答えてくれました。「条文が言う「去るは来たるを避く」とは、つまり、自分の後ろから接近してきた人を避ける、という意味です。その人が後ろから奔走して接近してきたのは、必ず急ぎの用事があるからです。ですからその人に路を譲ってあげるべきなのです。」この説明も甚だ筋が通っています。」と周密は記している。

大理寺の老吏の答えは、正面から来る人を避けるのではなく、自分の後ろから来る人を避けるとする点で意表をついている。けれども、用事があって急いで後ろから接近してくる人に対して路を譲るべきであるならば、いかにも用事がありそうな様子で急いで正面から接近してくる人に対しても路を譲るべきではなからうか。すると、第一節で紹介した、池田温「唐令」の、「去避来」の「来」は「これから用務のある者」を意味する、という理解が正しいのではなからうか。しかし、「来」字そのものには「これから用務のある者」という意味はない。一方、大中祥符元年（一〇〇八）に成った『重修広韻』（張士俊重刊『宋本広韻』の芸文印書館印行本を見た。）に、「来。至也、及也、還也。」とあるように、「来」字には及ぶ即ち追いつくという意味が確かにある。そこで、「去避来」の意味については、池田温説が穩当であると思いつつも、意表をつかれた驚きが醒めないままに、大理寺の老吏の答えに与しておきたい。

それにしても、儀制令の「去避来」という文言が刻まれた木牌が中国全土に立てられ、さらには石碑も全国のあちこちに立てられたにもかかわらず、「去避来」の意味の理解が定まっていなかったのは、呑気な話である。道行く人は、木牌や石碑に刻まれた「去避来」の文字を見て、一体何を思っていたのであろうか。